

(証券コード4243)
(発送日)2025年12月4日
(電子提供措置の開始日)2025年11月28日

株主各位

神奈川県横浜市西区みなとみらい2丁目3番3号
株式会社ニックス
代表取締役社長 青木一英

第95期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第95期定時株主総会を下記のとおり開催いたします。

なお、当日のご出席に代えて、書面により議決権行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討くださいまして、議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2025年12月19日（金曜日）午後5時までに到着するようにご送付くださいますようお願い申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいますようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト（<https://nix.co.jp>）

上記ウェブサイトにアクセスいただき、メニューより「IRライブラリ」「株主総会」を順に選択いただき、ご確認ください。

また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「ニックス」又は「コード」に当社証券コード「4243」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。

敬具

記

1. 日 時 2025年12月20日（土曜日）午前10時
(受付開始 午前9時30分)

2. 場 所 神奈川県相模原市中央区中央3丁目12番1号
相模原市立産業会館 1F 多目的ホール

3. 目的事項

- 報告事項
- 第95期（2024年10月1日から2025年9月30日まで）事業報告、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 - 第95期（2024年10月1日から2025年9月30日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役5名選任の件
第3号議案 監査役1名選任の件

4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）

書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

以上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、当該書面は、法令及び当社定款第12条の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。

- 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
- 計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

したがいまして、当該書面に記載している連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

事業報告

(2024年10月1日から)
2025年9月30日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度（自 2024年10月1日 至 2025年9月30日）における我が国経済は、長引く円安等によるコストパッシュ型インフレの長期化や、原材料、エネルギー等の高止まり、米国の貿易関税措置の影響等、情勢の変化を注意深く観察し対応せざるを得ない状況となりました。さらに、依然として止まらぬ国家間の争いや、地政学的リスクの高まり等の景気や市場の需要動向等とは異なる様々なファクターが影響したことで、極めて先行きの不透明な状況となりました。

このような中、当社グループでは、米国関税懸念がささやかれていた第1四半期より、浮足立った行動は戒め、自社のリソースを冷静に見つめながら、基本に忠実かつ堅実な企業経営を心がけてまいりました。しかしながら、国内市場における住宅設備業界の不調や、自動車業界からの需要減少、中国景気の停滞、米国関税懸念での米国向け製品需要の減少等、内需と輸出共に多くのマイナス要因がありました。一方で、円安の影響や東南アジア市場において新規受注を獲得できること等もあり、当連結売上高は4,403,000千円（前期比16,103千円増）となりました。

利益面につきましては、営業利益は213,371千円（前期比3,206千円減）、経常利益は250,750千円（前期比43,354千円増）、親会社株主に帰属する当期純利益は194,094千円（前期比11,887千円増）となりました。

品目別の業績は、次のとおりであります。

工業用プラスチック・ファスナー及びプラスチック精密部品につきましては、製品需要が増加した影響から、売上高は3,205,838千円（前期比157,121千円増）となりました。

生産設備治具につきましては、顧客各社の設備投資意欲の減少により、売上高は1,078,969千円（前期比144,239千円減）となりました。

その他（金型）につきましては、売上高は118,193千円（前期比3,222千円増）となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度に実施した設備投資の総額は347百万円であり、その主なものは、津久井事業所における生産設備に対する投資であります。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度において、2025年3月に100百万円の長期借入金を調達いたしました。

(4) 対処すべき課題

① 新製品の開発、新分野への挑戦

当社グループの主力製品である工業用プラスチック・ファスナー及びプラスチック精密部品については、新分野の高付加価値製品への生産能力を強化していくとともに、当社の素材開発力と設計力の連携による新製品開発、顧客課題解決を推進してまいります。また、社会のサステナビリティに貢献することを企業使命と捉え、環境対応型ビジネスを開拓してまいります。

② 利益率の改善

原料費の上昇懸念に対しましては、製造工程における継続的な合理化、全社的な生産性改善を更に推進し、高付加価値、高品質な製品の製造・販売による利益率改善を推進してまいります。また、海外の販売拠点及び生産拠点との連携を高め、購買業務におけるグローバル交渉力強化や適地生産による原価低減の徹底に努めてまいります。

③ 海外拠点との連携強化

当社グループ海外子会社である「NIX OF AMERICA」においては、新市場開拓・営業拡販を引き続き強化してまいります。生産面では、「珠海立高精機科技有限公司」と連携し、国内外における生産バランスの最適化に努めてまいります。また、販売拠点の局面では「香港日幸有限公司」、「上海日更国際貿易有限公司」、「NIX (THAILAND) LTD.」の活動を更に強化し、地域特性に柔軟に対応したソリューション営業による拡販を継続してまいります。

2026年度の事業環境は、不安定な海外情勢等が懸念材料となっており、経済環境は慎重な判断を要する状況が続くものと予想されます。当社グループは引き続きグローバルな新市場開拓、新製品の開発に全社一丸となって取組んでまいります。株主の皆様におかれましては、今後ともより一層のご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区分	第92期 2022年9月期	第93期 2023年9月期	第94期 2024年9月期	第95期 2025年9月期 (当連結会計年度)
売上高(千円)	4,465,205	4,516,848	4,386,896	4,403,000
経常利益(千円)	258,316	298,610	207,396	250,750
親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	214,835	156,817	182,207	194,094
1株当たり当期純利益	92円49銭	67円51銭	78円44銭	83円56銭
総資産(千円)	5,928,044	5,762,579	5,909,786	5,986,756
純資産(千円)	4,018,132	4,158,171	4,276,130	4,470,001
1株当たり純資産	1,729円90銭	1,790円19銭	1,840円97銭	1,924円44銭

(参考) 単体の経営成績

区分	第92期 2022年9月期	第93期 2023年9月期	第94期 2024年9月期	第95期 2025年9月期 (当事業年度)
売上高(千円)	3,759,012	3,689,513	3,609,812	3,567,329
経常利益(千円)	188,463	157,523	114,592	79,711
当期純利益(千円)	158,193	59,634	166,936	64,401

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
NIX OF AMERICA	1,000千米ドル	100.0%	工業用プラスチック部品の販売
香港日幸有限公司	200千香港ドル	100.0	工業用プラスチック部品の販売
上海日更国際貿易有限公司	700千米ドル	100.0	工業用プラスチック部品の販売
NIX (THAILAND) LTD.	1,200万バーツ	100.0	工業用プラスチック部品の販売

(7) 主要な事業内容 (2025年9月30日現在)

- ① 工業用プラスチック部品、プラスチック・ファスナー等の部品開発・製造・販売
- ② プラスチック機構部品の開発・製造・販売
- ③ NIXオリジナルプラスチック素材 (NIXAM[®]) による高機能部品の開発・製造・販売
- ④ プリント基板、ガラス基板等の特殊基板を収納するマガジンラック及び関連する周辺機器の開発・製造・販売
- ⑤ ラベル、ラベル貼付機等のラベル関連の開発・製造・販売

(8) 主要な営業所及び工場 (2025年9月30日現在)

本 社	神奈川県横浜市西区みなとみらい2-3-3 クイーンズタワーB 8F
R & D センター	神奈川県相模原市緑区西橋本2-23-3
津久井事業所	神奈川県相模原市緑区青野原2111
海外販売拠点	NIX OF AMERICA (米国:連結子会社) 香港日幸有限公司 (香港:連結子会社) 上海日更國際貿易有限公司 (中国:連結子会社) NIX (THAILAND) LTD. (タイ:連結子会社)
海外生産拠点	珠海立高精機科技有限公司 (中国:合弁会社)

(9) 従業員の状況 (2025年9月30日現在)

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
154名	3名減

(注) 1. 従業員数は、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む就業人員であります。 (パート社員19名、嘱託社員9名、人材派遣会社からの派遣社員は含みません。)

2. 当社グループは工業用プラスチック部品の単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしておりません。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年令	平均勤続年数
142名	3名減	46.3才	17年10ヶ月

(注) 従業員数は、当社外から当社への出向者を含む就業人員であります。 (パート社員18名、嘱託社員9名、人材派遣会社からの派遣社員は含みません。)

(10) 主要な借入先 (2025年9月30日現在)

借入先	借入額
株式会社 横浜銀行	141,711千円
株式会社 三井住友銀行	47,218千円

2. 株式に関する事項 (2025年9月30日現在)

- (1) 発行可能株式総数 6,400,000株
- (2) 発行済株式の総数 2,323,000株
- (3) 株主数 1,106名
- (4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
株式会社SKコーポレーション	210,000株	9.04%
NIX従業員持株会	170,300	7.33
中島幹夫	139,780	6.01
青木一英	124,500	5.36
青木洋明	100,000	4.30
青木達也	90,000	3.87
中島とし子	73,800	3.17
青木伸一	68,920	2.96
中島忠政	65,800	2.83
中島和紀	65,800	2.83

(注) 持株比率は、自己株式(243株)を控除して計算しております。

3. 新株予約権等に関する事項

- (1) 当事業年度末において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等 (2025年9月30日現在)

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	青木一英	上海日更国際貿易有限公司 董事
取締役	射水郁郎	グローバルサプライ本部長 上海日更国際貿易有限公司 董事長
取締役	青木達也	グローバル管理本部長 NIX OF AMERICA 取締役 珠海立高精機科技有限公司 監事
取締役	玉井敏博	MAXGUY (THAILAND) CO., LTD 代表取締役社長 LINKING BRIDGE JAPAN LLC 代表社員
取締役	藤田隆久	エキスパート・リンク株式会社 代表取締役 株式会社ガイアックス 社外取締役 株式会社M&Aの窓口 代表取締役 有限会社味の正福 代表取締役
常勤監査役	香川博	
監査役	信田博司	Shin公認会計士事務所 所長 ピクセルカンパニーズ株式会社 社外取締役監査等委員
監査役	高久尚彦	ライツ法律特許事務所パートナー

- (注) 1. 取締役のうち、玉井敏博氏及び藤田隆久氏は社外取締役であります。なお、当社は両氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
2. 監査役のうち、信田博司氏及び高久尚彦氏は社外監査役であります。なお、当社は両氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 公認会計士である監査役信田博司氏は、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

(2) 事業年度中に退任した取締役及び監査役

該当事項はありません。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の額

報酬額につきましては、業績見通しに鑑み決定しております。

区分	分	人 数	報酬等の額
取締役 (うち社外)	6名 (2名)	56,800千円 (4,800千円)	
監査役 (うち社外)	3名 (2名)	15,302千円 (4,800千円)	
合計	9名	72,102千円	

(注) 1. 上表の報酬等の額には、以下のものが含まれております。

- ・当事業年度における役員退職慰労引当金繰入額4,500千円(取締役4名4,000千円、監査役1名500千円)
なお、業績連動報酬等と非金銭報酬等は導入しておりません。
- 2. 取締役の報酬等については、2003年11月26日開催の第73回定時株主総会において、年額300百万円を限度とする決議を行っております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は6名です。
- 3. 監査役の報酬等については、2003年11月26日開催の第73回定時株主総会において、年額50百万円を限度とする決議を行っております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は1名です。
- 4. 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬額は、株主総会が決定した限度額内において、代表取締役社長・青木一英がその具体的な内容の決定について取締役会から委任を受けております。委任の理由は、青木氏が当社グループ全体の業績や事業環境を熟知しており、各役員について適切な評価が可能であると判断したためであります。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（以下、「D&O保険」といいます）契約を保険会社との間で締結しており、これにより、当社取締役及び当社監査役等が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害（ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除く。）等を填補することとしております。なお、D&O保険の保険料は、全額を当社が負担しております。当該保険契約には、被保険者の違法な私的利害供与、インサイダー取引、犯罪行為等による賠償責任は補填の対象とされない旨の免責事項が付されております。

(5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

取締役玉井敏博氏はMAXGUY (THAILAND) CO., LTD 代表取締役社長、LINKING BRIDGE JAPAN LLC 代表社員を務めております。取締役藤田隆久

氏はエキスパート・リンク株式会社代表取締役、株式会社ガイアックス社外取締役、株式会社M&Aの窓口代表取締役、有限会社味の正福 代表取締役を務めております。監査役信田博司氏はShin公認会計士事務所所長、ピクセルカンパニーズ株式会社社外取締役監査等委員を務めております。監査役高久尚彦氏はライツ法律特許事務所パートナーを務めております。上記重要な各兼職先と当社との間には、資本関係及び取引関係はありません。

② 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況及び 社外取締役に期待される役割に関して 行った職務の概要
社外取締役	玉井敏博	当事業年度開催の取締役会に13回中13回出席し、議案審議等につき経営の観点から、適宜必要な発言を行っております。 当社の経営方針・戦略や業績に対し、徹底した要因分析を行い中長期的視点から発言する等、適切に役割を果たしております。
社外取締役	藤田隆久	当事業年度開催の取締役会に13回中13回出席し、議案審議等につき経営の観点から、適宜必要な発言を行っております。 当社の経営方針・戦略や業績に対し、徹底した要因分析を行い中長期的視点から発言する等、適切に役割を果たしております。
社外監査役	信田博司	当事業年度開催の取締役会に13回中13回出席し、議案審議等につき経営の観点から、適宜必要な発言を行っております。 また、当事業年度において、監査役会に14回中14回出席し、常勤監査役と監査結果について意見交換、監査に関する重要事項の協議を行っております。
社外監査役	高久尚彦	当事業年度開催の取締役会に13回中13回出席し、議案審議等につき経営の観点から、適宜必要な発言を行っております。 また、当事業年度において、監査役会に14回中14回出席し、常勤監査役と監査結果について意見交換、監査に関する重要事項の協議を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

興亜監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額

13,200千円

② 当社グループが会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

13,200千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との監査契約において、会社法と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬額を明確に区別ができないため、上記金額には合計額を記載しております。
2. 当社の重要な子会社であるNIX OF AMERICA、香港日幸有限公司、上海日更国際貿易有限公司、NIX (THAILAND) LTD.については、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有するものを含む）の監査を受けております。
3. 監査役会が上記報酬に同意した理由は、会計監査人が提示する監査の内容、その方法及び見積報酬額等を監査役会にて審議し、各監査役の同意を得られたためであります。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。また、監査役会は、会計監査人の職務執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合に、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制及び方針

- (1) 当社は、当社グループにおける内部統制システムの構築の基本方針を取締役会において決議しております。

その概要は以下のとおりであります。

- ① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

「ニックスグループ企業行動憲章」を定め、社員に対して研修を通して周知させ、法令・定款違反行為を未然に防止する体制としております。

- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報は「文書管理規程」に基づき、適切かつ確実に保存・管理され、取締役もしくは監査役は常時これらの文書を閲覧できるものであります。

- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

取締役会は、当社グループの企業価値を高め、企業活動の持続的発展実現のため、損失の危険の管理に係る規程を整備し、これに基づいてリスク管理体制を整えております。

- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、毎月定例のほか、必要に応じて臨時に取締役会を開催しております。また当社グループの経営方針・経営戦略・重要な業務執行に係る検討機関として、本部長会議において議論を行っております。取締役会の決定に基づく業務執行は「組織規程」・「職務分掌規程」・「職務権限規程」において、それぞれの責任・権限・執行手続きの詳細について定め、効率的な業務執行が行われる体制をとっております。

- ⑤ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

コンプライアンス体制として「ニックスグループ企業行動憲章」を制定するとともに、内部監査部門にて、遵法・リスクマネジメント・内部統制システム等の監査を常勤監査役と連携して子会社を含めたグループ全体に対して定期的に実施しております。その結果は都度代表取締役社長に報告されるとともに、被監査部門に対し業務執行の適正性及び効率性について具体的な評価と改善に向けた提言を行っております。

⑥ 企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社グループすべての会社に「ニックスグループ企業行動憲章」を適用し、これを基礎として子会社の諸規程を定めております。経営管理については「関係会社管理規程」に従って当社への決裁・報告制度による管理を行うものとし、さらに「内部監査規程」に基づいた監査により、法令・ルールに沿った業務が行われていることを確認する体制となっております。

⑦ 監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

当社グループでは現在、監査役の職務を補助すべき使用人は配置しておりませんが、必要に応じて、監査役スタッフを置くことにしております。

⑧ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制

取締役及び使用人は、監査役に対して、当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときには当該事実に関する事項、業務又は業績に影響を与える重要な事項について監査役に都度報告するものとしております。

⑨ その他の監査役への報告に関する体制及び監査役の監査が実効的に行われる 것을 확보하기 위한 제도

代表取締役社長は監査役及び監査法人それぞれとの意見交換を通じて、体制検証状況を確認しております。

⑩ 反社会的勢力排除に関する体制

反社会的勢力からの不当要求への対応を所管する部署を総務部と定め、事案発生時の報告及び対応に係わる社内規程等の整備を行い、反社会的勢力に対しては警察等の関連機関とも連携して毅然たる対応が取れる体制としております。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

① 取締役の職務執行

取締役会規則や社内規程を制定し、月に1回の定時取締役会を開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、法令や定款に定める事項、業務執行に関する決議を行っております。

② 監査役の職務執行

社外監査役を含む監査役は、監査役会において定めた監査計画に基づき監査を実施するとともに、取締役会への出席や代表取締役、会計監査人並びに内部監査・情報管理室との間で定期的に情報交換等を行うことで、取締役の職務執行の監査、内部統制の整備並びに運用状況を確認しております。

③ 内部監査の実施

内部監査基本計画に基づき、当社並びにグループ会社の内部監査を実施しております。

④ 財務報告に係る内部統制

内部統制に関する基本計画に基づき内部統制評価を実施しております。

(3) 会社の支配に関する基本方針

当社グループでは、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の方に関する基本方針について特に定めておりません。

(4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の最重要課題のひとつと位置付けております。配当につきましては、各期の業績、今後の展開に必要な内部留保の充実を勘案し、安定した配当策を実施することを基本方針としております。今後も、中長期的な視点を元に、成長が見込まれる事業分野に経営資源を投入し、持続的な成長と企業価値の向上並びに株主価値の増大に努めてまいります。

(事業報告に係る注記)

本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連 結 貸 借 対 照 表

(2025年9月30日現在)

(単位 : 千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	3,891,068	流 動 負 債	924,102
現 金 及 び 預 金	2,110,165	買 掛 金	181,805
受 取 手 形	7,210	電 子 記 録 債 務	266,280
電 子 記 録 債 権	341,856	1年内返済予定の長期借入金	113,897
売 掛 金	664,697	未 払 金	68,295
商 品 及 び 製 品	368,695	未 払 法 人 税 等	27,384
仕 掛 品	68,875	賞 与 引 当 金	55,943
原 材 料 及 び 貯 藏 品	152,358	そ の 他	210,496
前 払 費 用	26,205	固 定 負 債	592,651
未 収 還 付 法 人 税 等	6,084	長 期 借 入 金	75,032
そ の 他	146,402	リ 一 ス 債 務	8,098
貸 倒 引 当 金	△1,483	繰 延 税 金 負 債	188,717
固 定 資 産	2,095,687	退 職 給 付 に 係 る 負 債	265,700
有 形 固 定 資 産	1,764,238	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	48,795
建 物 及 び 構 築 物	1,751,629	そ の 他	6,309
減 価 償 却 累 計 額	△1,454,757	負 債 合 計	1,516,754
建 物 及 び 構 築 物 (純 額)	296,871	純 資 產 の 部	
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	1,186,299	株 主 資 本	4,224,689
減 価 償 却 累 計 額	△1,012,512	資 本 金	468,134
機 械 装 置 及 び 運 搬 具 (純 額)	173,787	資 本 剰 余 金	388,134
工 具、器 具 及 び 備 品	1,667,914	利 益 剰 余 金	3,368,613
減 価 償 却 累 計 額	△1,561,137	自 己 株 式	△194
工 具、器 具 及 び 備 品 (純 額)	106,777	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	245,312
土 地	1,182,434	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	21,782
建 設 仮 勘 定	4,367	為 替 換 算 調 整 勘 定	223,530
無 形 固 定 資 産	36,728	純 資 產 合 計	4,470,001
投 資 そ の 他 の 資 産	294,720	負 債 及 び 純 資 產 合 計	5,986,756
投 資 有 価 証 券	55,290		
繰 延 税 金 資 産	3,029		
そ の 他	236,400		
資 產 合 計	5,986,756		

連 結 損 益 計 算 書

(2024年10月1日から)
2025年9月30日まで)

(単位 : 千円)

科 目	金 額	
売 上 高		4,403,000
売 上 原 価		2,511,480
売 上 総 利 益		1,891,519
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,678,147
營 業 利 益		213,371
當 業 外 収 益		
受 取 利 息	2,029	
受 取 配 当 金	1,238	
不 動 産 貸 料	13,886	
為 替 差 益	21,599	
持 分 法 に よ る 投 資 利 益	4,382	
そ の 他	3,348	46,485
當 業 外 費 用		
支 払 利 息	1,514	
債 権 売 却 損	691	
不 動 産 貸 費 用	5,903	
そ の 他	996	9,106
經 常 利 益		250,750
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	34	34
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		250,784
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	43,123	
法 人 税 等 調 整 額	13,566	56,690
当 期 純 利 益		194,094
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		194,094

貸 借 対 照 表

(2025年9月30日現在)

(単位 : 千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	2,895,845	流 動 負 債	782,006
現 金 及 び 預 金	1,464,255	買 掛 金	141,831
受 取 手 形	7,210	電 子 記 録 債 務	266,280
電 子 記 録 債 権	341,856	1年内返済予定の長期借入金	113,897
売 掛 金	531,638	リ 一 ス 債 務	1,445
商 品 及 び 製 品	233,043	未 払 金	69,401
仕 掛 品	68,875	未 払 費 用	46,953
原 料 物 及 び 貯 藏 品	81,245	未 払 法 人 税 等	12,144
前 払 費 用	23,571	賞 与 引 当 金	55,943
そ の 他	145,631	そ の 他	74,109
貸 倒 引 当 金	△1,483		
固 定 資 産	2,159,322	固 定 負 債	567,478
有 形 固 定 資 產	1,728,739	長 期 借 入 金	75,032
建 物	1,702,864	リ 一 ス 債 務	6,985
減 価 償 却 累 計 額	△1,407,210	繰 延 税 金 負 債	169,084
建 物 (純 額)	295,653	退 職 給 付 引 当 金	264,284
構 築 物	48,765	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	48,795
減 価 償 却 累 計 額	△47,547	そ の 他	3,296
構 築 物 (純 額)	1,217		
機 械 及 び 装 置	1,160,084	負 債 合 計	1,349,484
減 価 償 却 累 計 額	△996,065		
機 械 及 び 装 置 (純 額)	164,019	純 資 產 の 部	
車両運搬具	1,458	株 主 資 本	3,683,900
減 価 償 却 累 計 額	△1,458	資 本 金	468,134
車両運搬具(純額)	0	資 本 剰 余 金	388,134
工具、器具及び備品	1,621,571	資 本 準 備 金	388,134
減 価 償 却 累 計 額	△1,540,524	利 益 剰 余 金	2,827,825
工具、器具及び備品(純額)	81,046	利 益 準 備 金	14,399
土 地	1,182,434	そ の 他 利 益 剰 余 金	2,813,425
建 設 仮 勘 定	4,367	圧 縮 記 帳 積 立 金	640,647
無 形 固 定 資 產	36,728	別 途 積 立 金	300,000
ソ フ ト ウ ェ ア	36,728	繰 越 利 益 剰 余 金	1,872,777
投 資 そ の 他 の 資 產	393,853	自 己 株 式	△194
投 資 有 価 証 券	55,290	評 価 ・ 換 算 差 額 等	21,782
関 係 会 社 株 式	106,601	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	21,782
関 係 会 社 出 資 金	131,111		
保 険 積 立 金	37,937		
そ の 他	62,913	純 資 產 合 計	3,705,682
資 产 合 計	5,055,167	負 債 及 び 純 資 產 合 計	5,055,167

損 益 計 算 書

(2024年10月1日から)
2025年9月30日まで)

(単位 : 千円)

科 目	金 額		
売 上 高			3,567,329
売 上 原 価			
期 首 製 品 棚 卸 高	216,180		
当 期 製 品 製 造 原 価	2,167,760		
合 計	2,383,941		
期 末 製 品 棚 卸 高	233,043		2,150,898
売 上 総 利 益			1,416,431
販売費及び一般管理費			1,440,130
營 業 損 失			△23,699
當 業 外 収 益			
受 取 利 息	1,822		
有 価 証 券 利 息	20		
受 取 配 当 金	59,348		
不 動 産 貸 貸 料	13,886		
為 替 差 益	21,045		
そ の 他	15,600		111,724
當 業 外 費 用			
支 払 利 息	1,514		
債 権 売 却 損	691		
不 動 産 貸 費 用	5,903		
そ の 他	202		8,312
經 常 利 益			79,711
特 別 利 益			
固 定 資 産 売 却 益	34		34
税 引 前 当 期 純 利 益			79,746
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	5,410		
法 人 税 等 調 整 額	9,934		15,345
当 期 純 利 益			64,401

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年11月25日

株式会社ニックス

取締役会 御中

興亜監査法人
東京都千代田区

指 定 社 員 公認会計士 倉 谷 祐 治
業務執行社員
指 定 社 員 公認会計士 芝 康 治
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ニックスの2024年10月1日から2025年9月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ニックス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年11月25日

株式会社ニックス

取締役会 御中

興亜監査法人

東京都千代田区

指 定 社 員 公認会計士 倉 谷 祐 治
業務執行社員
指 定 社 員 公認会計士 芝 康 治
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ニックスの2024年10月1日から2025年9月30日までの第95期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としての他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外に他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年10月1日から2025年9月30日までの第95期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。
また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人興亜監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人興亜監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年11月26日

株式会社ニックス 監査役会
常勤監査役 香川 博 印
社外監査役 信田 博 司 印
社外監査役 高久 尚彦 印

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当期の期末配当につきましては、財務体質の強化と今後の事業展開への対応を図るために必要な内部留保を確保しつつも、安定した配当を実施していく基本方針に則り、連結経営成績に応じた利益還元を勘案し、下記のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

(1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及び総額

当社普通株式1株につき金 20円 総額 46,455,140円

(2) 剰余金の配当が効力を生じる日

2025年12月22日

第2号議案 取締役5名選任の件

取締役全員（5名）は、本定時株主総会の終結の時をもって任期満了となりますので、取締役5名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏 名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況、当社における地位及び担当			所有する当社株式の数
1	青木一英 (1974年9月11日)	2002年4月 2003年10月 2003年11月 2003年11月 2008年10月 2011年6月 2013年10月	当社入社 企画室長 香港日幸有限公司董事長 当社取締役CMO（最高営業責任者） NIX OF AMERICA 取締役 取締役副社長兼事業戦略本部長 上海日更国際貿易有限公司董事 当社代表取締役社長（現任）		334,500株

【取締役候補者とした理由】

2013年10月より当社の代表取締役社長を務めており、経営の重要事項の決定及び会社経営全般の指揮を適切に行っております。当社の持続的成長と企業価値向上を推進する上で適任であると判断したため、引き続き候補者としました。

2	射水郁郎 (1962年10月23日)	1985年4月 2002年10月 2007年10月 2010年10月 2010年10月 2012年10月 2013年12月 2020年10月 2025年10月	日幸工業株式会社（現当社）入社 ベターリビンググループ（BLG）バイスプレジデント 経営役員 住設機器事業部長 経営役員 グローバル事業本部副本部長 上海日更国際貿易有限公司董事長 当社経営役員 グローバル営業本部長 取締役兼グローバル事業本部長 取締役兼グローバルサプライ本部長 取締役兼生産本部長（現任）		20,000株
---	-----------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--	---------

【取締役候補者とした理由】

当社の営業部門や製造部門の業務を担当し、取締役の責務を果たすために必要とされる見識と洞察力、高い倫理観、公正・公平な判断力と実行力を有しております、適任であると判断したため、引き続き候補者としました。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況、当社における地位及び担当		所有する当社株式の数
3	青木達也 (1977年8月27日)	2002年4月 2020年4月 2023年4月 2023年10月 2024年10月 2024年12月 2025年5月 2025年6月 2025年10月 2025年10月	府中市役所入庁 株式会社マジオネット多摩入社 当社入社 グローバル管理本部副本部長 グローバル管理本部長 取締役兼グローバル管理本部長 NIX OF AMERICA 取締役（現任） 珠海立高精機科技有限公司監事（現任） 上海日更国際貿易有限公司監事（現任） 取締役兼管理本部長（現任）	90,000株

【取締役候補者とした理由】

当社の管理部門の業務を担当し、取締役の責務を果たすために必要とされる見識と洞察力、高い倫理観、公正・公平な判断力と実行力を有しております、適任であると判断したため、引き続き候補者としました。

4	玉井敏博 (1960年1月9日)	1982年4月 2004年10月 2013年4月 2015年1月 2015年10月 2016年12月 2017年12月	株式会社住友銀行（現株式会社三井住友銀行）入行 株式会社三井住友銀行蒲田法人営業部部長 株式会社マックスガイホールディングス経理部長 同社最高財務責任者CFO兼海外推進室長 MAXGUY (THAILAND) CO., LTD 代表取締役社長（現任） LINKING BRIDGE JAPAN LLC 代表社員（現任） 当社社外取締役（現任）	一株
---	---------------------	-------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----

【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】

主に金融分野の実務経験者として高い見識を有しております、さらに海外企業の経営にも精通していることから、その経営・実務経験を当社に活かして的確な助言・提言をいただけるものと考え、適任であると判断したため、引き続き候補者としました。

また、同氏は現在当社の社外取締役であり、その在任期間は本定時株主総会終結の時をもって8年であります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況、当社における地位及び担当		所有する当社株式の数
5	藤田 隆久 (1973年2月22日)	2006年4月 2007年3月 2017年9月 2020年10月 2021年12月	エキスパート・リンク株式会社代表取締役（現任） 株式会社ガイアックス社外取締役（現任） 株式会社M&Aの窓口代表取締役（現任） 有限会社味の正福代表取締役（現任） 当社社外取締役（現任）	一株

【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】

企業経営者として豊富な知識と経験を有しており、当社の経営判断・意思決定の過程において助言をいただけることにより、当社グループのさらなる成長につながることから、適任であると判断したため、引き続き候補者としました。

また、同氏は現在当社の社外取締役であり、その在任期間は本定時株主総会終結の時をもって4年であります。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、玉井敏博氏及び藤田隆久氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 青木一英氏の所有株式数には、同氏の資産管理会社である株式会社SKコーポレーションが所有する株式数を含んでおります。
4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（以下、「D&O保険」といいます）契約を保険会社との間で締結しております。これにより、当社取締役及び当社監査役等が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害（ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除く。）等を填補することとしております。なお、D&O保険の保険料は、全額を当社が負担しております。本議案が原案どおり承認された場合、再任取締役全員がD&O保険の被保険者となる予定であります。なお、当社は、D&O保険契約を取締役及び監査役の任期途中に同様の内容で更新することを予定しております。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役信田博司氏は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況、 当社における地位	所有する 当社株式の数
のぶ た ひろ し 信 田 博 司 (1969年10月1日)	<p>1999年10月 朝日監査法人（現有限責任あづさ監査法人）入社</p> <p>2005年7月 藤田公認会計士事務所（現Shin公認会計士事務所）開業 同所所長（現任）</p> <p>2020年10月 ピクセルカンパニーズ株式会社 社外監査役</p> <p>2021年12月 当社監査役（現任）</p> <p>2022年10月 税理士法人ロード&スカイ設立代表 社員</p> <p>2025年3月 ピクセルカンパニーズ株式会社 社外取締役監査等委員</p>	一株

【社外監査役候補者とした理由】

同氏は社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、長年にわたる公認会計士としての豊富な知識と経験を有しており、その知見に基づき当社の経営を監督し、助言をいただけることにより、当社グループのさらなる成長及びコーポレートガバナンス強化につながることから、適任であると判断したため、引き続き候補者としました。

また、同氏は現在当社の社外監査役であり、その在任期間は本定時株主総会終結の時をもって4年であります。

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
- 2. 当社は、同氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
- 3. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（以下、「D&O保険」といいます）契約を保険会社との間で締結しており、これにより、当社取締役及び当社監査役等が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害（ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除く。）等を填補することとしております。なお、D&O保険の保険料は、全額を当社が負担しております。本議案が原案どおり承認された場合、再任監査

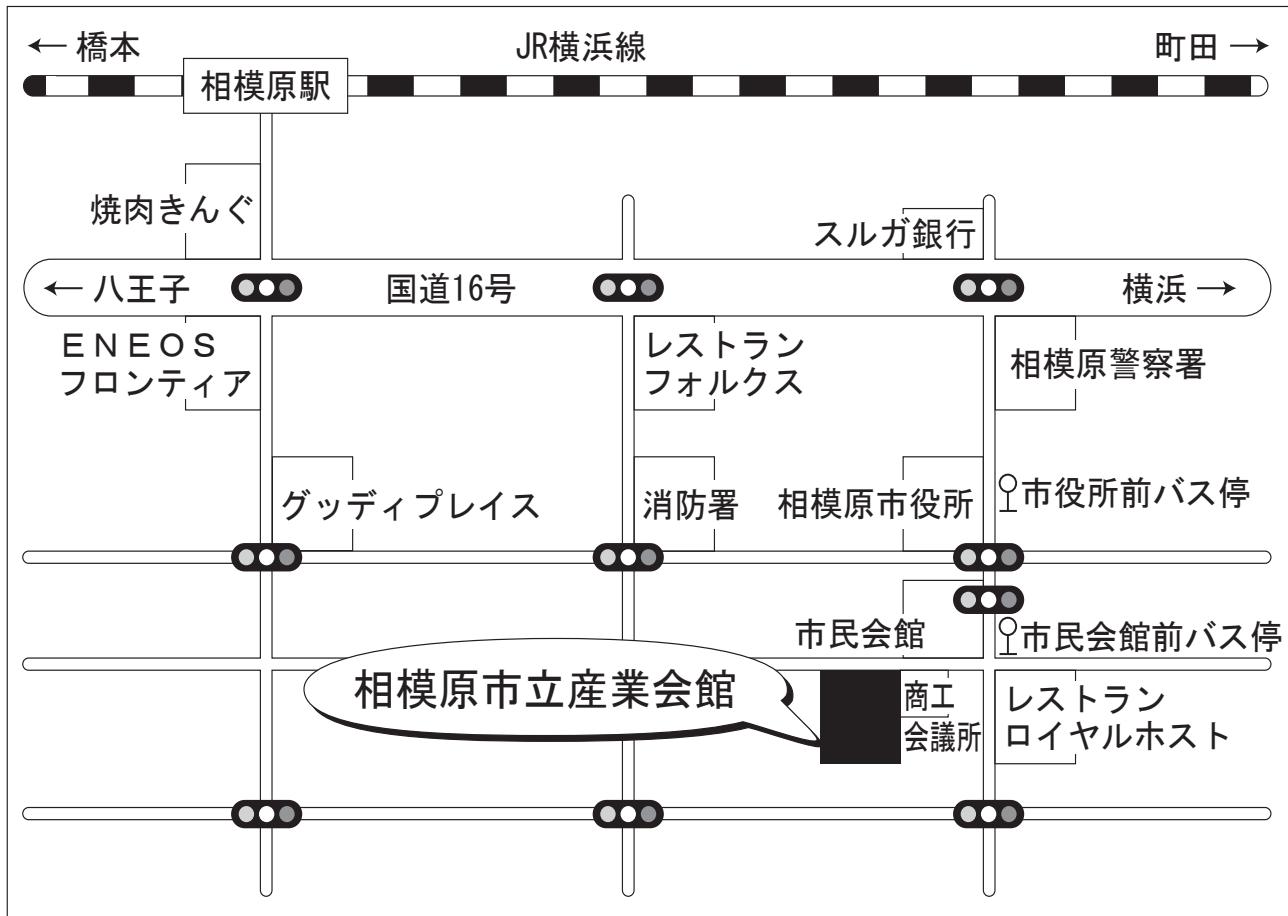
役がD&O保険の被保険者となる予定であります。なお、当社は、D&O保険契約を取締役及び監査役の任期途中に同様の内容で更新することを予定しております。

以上

× 七

[株主総会会場ご案内図]

会場 神奈川県相模原市中央区中央3丁目12番1号
相模原市立産業会館 1F 多目的ホール



⑤交通のご案内

近隣の駐車場は有料となりますので、公共交通機関（電車・バス）のご利用をお勧めいたします。

■ JR 横浜線をご利用の方

「相模原駅」下車（南口）

- ・バスご利用 「市民会館前」下車、徒歩3分

1番バス乗り場 「相05」系統バス（終点：相模大野駅）

6番バス乗り場 「相12」系統バス（終点：上溝）

■ 小田急線をご利用の方

「相模大野駅」下車

- ・バスご利用 「市民会館前」下車、徒歩3分

2番バス乗り場 「相05」系統バス（終点：相模原駅）